〔 〕 Ver20240704

工 事 特 別 仕 様 書

1　工　事　名　町単独　農業用施設災害復旧事業和地区　水路復旧工　８－１工区
2　工 事 場 所　大島郡和泊町　和　地内
3　工　　期　70日間

第 1 章　総則

町単独　農業用施設災害復旧事業和地区　水路復旧工の施工に当たっては，鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という），「農業土木施工管理基準」（以下「施工管理基準」という），「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は，この特別仕様書によるものとする。

第 2 章　工事内容

1 ．目的

この工事は，梅雨前線豪雨により被災した農業用施設の復旧を実施し、施設の機能回復、再発防止を図るために実施する。

2 ．工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工　種	規　格	数　量		備　考
石積復旧工				
掘削	小規模	5.7	m3	
盛土		9.8	m3	
搬入土		4.0	m3	
法面整形		21.0	㎡	
石積み		12.0	㎡	
石運搬		6.0	m3	
底版コンクリート		1.0	m3	
落口工		1.0	m	

3 ．工事数量

本工事の数量は，設計図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には，監督職員と協議すること。

（1）　本工事の工期は，主たる工種の標準工期としており，工事計画図書の作成に要する日数は付与しないものとする。

（2）　受注者は、承諾された工事計画図書に基づき工事を施工する。

第 3 章　施工条件

1 ．工程制限

この工事の施工については，所定の工期までに完成させ，翌年度の営農，一般交通の通行等に支障を来さないようにしなければならない。

2 ．その他

受注者は，工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は，直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

3 ．環境改善実施要領（工事編）

工事の実施にあたっては，「環境改善実施要領（工事編）」に基づき，受発注者相互に協力し，取り組むものとする。

第 4 章　現場条件

1 ．土質

この工事の施工場所の土質は，粘性土及びレキ質土と想定している。

2 ．第三者に対する措置

（1）土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等，防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(2) 保安対策

通行止め等，工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し，トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(3) 第三者の指導

工事中，関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は，直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

(4) 環境への配慮

生コン車によるコンクリートの現場搬入を行った場合、生コン車の洗車水は現場で垂れ流すことなく生コン工場まで持ち帰り適切な処理をしなければならない。

(5) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物，立木等に影響があるときは，監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は，受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

第 5 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の県道，町道等を現場搬入道路として利用することとするが，一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また，道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で，写真等で記録する。

なお，補修が必要となった場合は，受注者の責任の有無等を踏まえ，設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

2 . 任意仮設

以下に示す仮設工は、任意仮設とし設計変更及び検査等の対象としない。

(1) 仮設道路

受注者の判断で工事施工のため設置する仮設道路用地は、工事完了後、工事前と同じ状況に復旧し所有者の承諾を得ること。

第 6 章 工事用地等

1 . 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は，確保していない。用地については監督職員と協議して決定する。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は，受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 . 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては，同等以上の品質を有するもので，カタログ，各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また，原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) コンクリート

コンクリートは，レディーミクストコンクリートを使用するものとし，使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

種類	設計基準強度 (N/mm2)	粗骨材最大寸法(mm)	水セメント比 (%)	スランプ範囲 (cm)	セメントの種類	適用工種
標準品	18	25以下	65以下	8	BB	石積(練)

. その他資材

製品及び材料名	
雑割石	現場発生品及び町資材置き場
盛土材	現場発生土及び町資材置き場

第 9 章 施工

1 . 一般事項

(1) この工事の事業計画全体について，監督職員と打合せを行い，営農に支障のない施設整備に努めなければならない。

2　. 土工

(1) 掘削

1)　掘削に当たっては，法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。法面の崩落により，ほかの施設に重大な影響が発生又はその恐れがある時は，速やかに監督職員と打ち合わせなければならない。

2)　掘削土は埋戻及び盛土に流用するものとする。但し，流用に不適当な場合は，搬入土等について，監督職員と協議するものとする。

3)　掘削中湧水があった場合は，その処理について監督職員と協議しその指示により施工を行うこと。

また，地下水位が高い場合も同様とする。

(2) 埋戻，盛土

1)　路肩及び構造物周辺の埋戻は，一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し，振動コンパクタ90kg級，又はタンパ60～100kg級，あるいは振動ローラ(ハンドガイド式0.8～1.1t級)により，所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

3　. コンクリート

(1) 胴込・裏込コンクリート

石積み内部に空隙が生じないよう施工すること。

第 10 章　施工管理

1　. 施工管理の基準

(1)　施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は，監督職員と協議すること。

(2)　施工管理基準の変更及び除外項目は，協議による。

(3)　施工管理における規格値は，施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値，もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし，社内規格値については，施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

第 11 章　安全管理

1　. 工事施工の安全を期するため，共通仕様書第1章第1節1－1－42「諸法令、諸法規の遵守」の法律，規則等を守らなければならない。

2　.　交通管理については，工事現場内外のトラブル，交通事故の絶無を計り，一般交通の安全性を確保しなければならない。

3　.　工事現場を標示する工事板(工事予告版，工事名標識板，協力依頼板，協力感謝板等)は，規定の本数を規定の位置に設置すること。

また，工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して，安全ロープ，防護柵，夜間標識，バリケード等を設置して，事故防止に努めなければならない。

4　.　本工事は，交通誘導員の配置を予定していない。但し，地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は，設計変更の対象とする。

5　.　工事施工のための安全対策は、(別紙―1)による。

第 12 章　定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 13 章　その他

1　. 前払金及び部分払，中間前払

前払金は、和泊町会計規則第41条の2に定める要件を満たしたものに限り，契約金額の40%以内で支払うことができる。

なお，当初設計において，前記の前払金を受けるものとして，一般管理の率を計上してあるので，この率については最終変更でも率の補正は行なわない。

部分払いは，和泊町会計規則第43条に定める要件を満たしたものに限り，契約代金の一部を支払うことができる。

前払金及び部分払，中間前払に必要な請求書等の書類は，工事打合せ簿とともに監督職員へ提出するものとする。

和泊町会計規則第41条の2の規定により，契約金額が300万円未満の場合，前金払いは認めないものとする。

2　. 検査

（1）　検査に当たっては，現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。

3　. 提出書類

（1）　工事工程管理に基づき，月末の工事進度見込みを当月25日までに報告するものとする。

（2）　共通仕様書に基づく施工計画書は，契約締結後速やかに提出しなければならない。

4　. 現場代理人の兼任

（1）現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は，請負契約の的確な履行を確保するため，工事現場の運営，取締りのほか，工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更，契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが，次の（1）から（5）のすべてを満たし，工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合，工事現場の兼任を認めるものとする。

なお，主たる工種が区画線工事の場合，次の（1）～（3）及び（6）の全てを満たし，工事現場における運営，取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

1）　兼任できる工事は3件までとし，それぞれの工事の請負金額の合計が7,000万円未満であること。
※設計変更により，兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては，受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）
その場合は，「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

2）　発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

3）　兼任する工事は，同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲

4）　発注者又は監督職員が求めた場合には，工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

5）　兼任する現場代理人は，必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに，1日1回以上，担当工事現場を巡回し，現場管理等に当たること。

6）兼任する現場代理人は，必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに，それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

（2）手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙－3）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ現場代理人等選任（変更）通知書により発注者に通知すること。

5　. 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合，建設工事請負契約書第12条に基づき，受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（別紙－1）

安 全 対 策

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 安全施設

（1）工事現場の囲い，手すり，地すり（幅木）

1）工事現場周辺の囲い，有刺鉄線，ロープ等

2）墜落の危険のある作業場所での手すり，地すり，安全ロープ等

3）落下物に対する簡単な金網，板等の防護施設

（2）警報装置等

1）交通頻繁な出入口等に設置する警報装置（信号機，カーブミラー等）

2）危険区域からの退避等を知らせる警報装置（鐘，サイレン等）

3）その他（トランシーバー，保安燈の電池、赤旗等）

（3）交通安全施設等

バリケード，セーフティコーン，進入防止柵，歩道柵，放送施設，その他警報施設，遮断機等

（4）その他上記に準ずる危険防止施設